

第23回成田市農業委員会総会議事録

令和4年5月10日

成田市農業委員会

1. 開催日時 令和4年5月10日(火)
午後1時30分から午後3時 5分

2. 開催場所 市役所6階 中会議室

3. 定数及び現員 定数19名 現員19名

4. 出席委員 18名

議長 檜垣金一

1番 諏訪恵昨 10番 石井孝和

2番 山倉正義 11番 泉水厚子

3番 矢崎光二 12番 藤崎茂雄

4番 大竹卓 13番 森川光江

5番 湯浅恵介 14番 小川繁

6番 諏訪和恵 15番 秋山皓一

7番 木村知子 17番 菅澤茂

8番 北崎悦夫 18番 藤崎明

9番 秋間伸一

5. 欠席委員 16番 石原満

6. 議事日程等

第1 議事録署名人の選出

第2 会議書記の任命

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

議案第5号 令和4年度第3次農用地利用集積計画の決定について

議案第6号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

報告第1号 専決処分について

報告第2号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第4号 農地法の許可を要しない農地転用について

報告第5号 農地等の現況に関する照会について

7. 出席した農業委員会事務局職員

事務局 長 井 上 裕 二

農地係 長 鎌 形 清 人

振興係 長 櫻 井 哲

主 査 高 木 信 一

主 査 宮 内 孝 史

8. 傍聴人

なし

○議長 ただ今の出席委員は、18名です。

欠席委員は、16番 石原委員です。

定足数に達しておりますので、ただ今から第23回成田市農業委員会総会を開会し、直ちに会議に入ります。

議案の審議に先立ちまして、4月の総会以降の農業委員会業務につきましては、お手元に配布しました「諸般の報告」のとおりでございます。ご了承願います。

次に、議事録署名人の選出でございますが、慣例により議長において、9番 秋間委員、10番 石井委員の両名を指名いたします。また、書記に櫻井振興係長を任命します。

○議長 それでは、本日提案されます議案及び報告につきましては、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

議案第5号 令和4年度第3次農用地利用集積計画の決定について

議案第6号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

報告第1号 専決処分について

報告第2号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第4号 農地法の許可を要しない農地転用について

報告第5号 農地等の現況に関する照会について

以上、議案6件、報告5件でございます。

○議長 それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集3ページをお開き願います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、でございます。

全体で3件の申請がございました。売買でございます。2件の申請がございました。

1番、畑ヶ田にお住まいの譲受人が、本三里塚にお住まいの譲渡人が所有する、畑ヶ田の畑2筆、合計1,629㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「自宅に隣接して、耕作に便利な申請地を取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「相続したものの、耕作をしていないため」というもので、総会資料1ページに案内図がございます。

2番、譲受人である三里塚光ヶ丘の法人が、東京都国分寺市にお住まいの譲渡人が所有する、松崎の田3筆及び畑2筆、合計1, 293. 91㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「農業経営規模を拡大するため、事務所から近く耕作に便利な申請地を取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「相続したものの、遠方に居住しており耕作ができないため、申請地を譲渡したい」というもので、総会資料2ページに案内図がございます。

続きまして、議案集4ページをお開きください。

賃借権の設定でございます。本案件につきましては、5月6日に開催されました第1小委員会において、新規就農面接を実施していただいた案件でございます。

1番、賃借人である臼作の法人が、地蔵原新田にお住まいの賃貸人が所有する、地蔵原新田の畑1筆、8, 865㎡に、賃借権を設定したいという申請でございます。

賃借人の事由は、「法人として農業経営を開始する」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。賃貸人の事由は、「農業経営の廃止」というもので、総会資料3ページに案内図がございます。

以上で議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 それでは、農地法第3条①売買について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(高木主査の挙手あり)

○議長 高木主査

○高木主査 3条①売買の1番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」及び第5号の「経営面積の合計が50a以上であること」については、今回取得することにより要件を満たすと思われま。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり要件を満たしております。

許可基準第7号の「地域との調和要件」ですが、売買の1番は、畑1筆、登記地目山林、現況畑1筆を取得し、人参を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の1番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらなると判断いたしました。

なお、譲受人は認定農業者ではありません。

3条①売買の2番につきましては、法人による農地の売買でございますが、法人形態は株式会社、事業要件は必須条件の農業について、農産物の生産と販売が定款及び登記事項証明書の目的欄に記載されております。構成員要件の構成員は8名であり、議決権要件については、構成員である役員1名が法人の農業の常時従事者であるため、議決権の割合は66.7%となり、総数の過半を満たしております。

また、業務執行権要件は、構成員1名が法人の農業に常時従事しております。このことから、農地所有適格法人の要件を満たしております。

提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」及び第5号の「経営面積の合計が50a以上であること」については要件を満たしております。

許可基準第4号の「法人が行う農作業に常時従事すること」についても、農作業に従事する日数が年間150日以上であり要件を満たしております。

許可基準第7号の「地域との調和要件」ですが、売買の2番は、田3筆畑2筆を取得し、早生桐を作付したいという営農計画です。取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の2番については、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらなると判断いたしました。

なお、譲受人は認定農業者ではありません。以上でございます。

○議長 続きます。①売買の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(小川 小委員長の挙手あり)

○議長 小川 小委員長

○小委員長 去る5月6日、午後1時から、市役所中会議室におきまして、第1小委員会を開催いたしました。農業委員7名、農地利用最適化推進委員4名の出席により、本総会に提案される各議案につきまして、事前審査を行いました。

議案第1号、農地法第3条 ①売買の1番につきましては、申請地は、本三里塚区仲町集会所の西、市道八向根向線を南に入った農地で、畑として耕作されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の1番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の1番を採決いたします。

本案について小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の1番は可決されました。

次に、①売買の2番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(小川 小委員長の挙手あり)

○議長 小川 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条①売買の2番につきましては、申請地は、八生小学校の南東、県道成田安食線を南に入った農地で、畑として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告につきまして、①売買の2番に関するご意見・ご質問をお願いします。

○秋山委員 この法人はここで何を作付けする計画ですか。

○宮内主査 はい、早生桐といいまして、生育の早い桐を植え付けます。成木まで育てると植林になってしまい、転用が必要となりますが、苗木畑として使用する計画です。

○泉水委員 苗木として育てるとのことですが、成木になるには何年くらいが必要ですか。

○宮内主査 前に調べたときに、成木として出荷できるまでに5年位と言っていましたので、その前に出荷すると思われまます。

○矢崎委員 議案中の事由が自宅の前となっておりますが、法人なので自宅では無いと思われまます。

○宮内主査 はい、訂正します。正しくは事務所前です。

○議長 ほかにありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の2番を採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の2番は可決されました。
続きまして、②賃借権の設定について審議いたします。法令に基づく
詳細な説明をお願いします。

(高木主査の挙手あり)

○議長 高木主査

○高木主査 3条②賃借権の設定の1番につきましては、法人による農地の賃借権の設定
でございます。

法人形態は合同会社、事業要件は必須条件の農業について、甘藷の生産、加工、販売が定款及び登記事項証明書の目的欄に記載されております。構成員要件の構成員は1名、議決権要件については、構成員である役員1名が法人の農業の常時従事者で、議決権の割合は100%となり、総数の過半を満たしております。

提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」及び第5号の「経営面積の合計が50a以上であること」については要件を満たしております。

許可基準第4号の「法人が行う農作業に常時従事すること」についても、農作業に従事する日数が年間150日以上であり要件を満たしております。

許可基準第7号の「地域との調和要件」ですが、畑1筆を取得し、甘藷を作付したいという営農計画です。取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから賃借権の設定の1番については、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。

なお、賃借人は認定農業者ではありません。以上でございます。

○議長 次に、②賃借権の設定の1番について小委員長より小委員会報告をお願いします。

(小川 小委員長の挙手あり)

○議長 小川 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条 ②賃借権の設定の1番につきましては、申請地は、芝共同利用施設の北東、県道横芝下総線の東側に隣接する農地で、畑として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、②賃借権の設定の1番に関するご意見・ご質問をお願いします。

○藤崎委員 説明の中で加工品とありましたが、どんな加工品を作る計画ですか。

○高木主査 今のところ、具体的な計画はありません。ただし、将来的に加工品にも手を付けられたら良いという可能性がありますので、定款と登記の方に載せたということです。現在、個人としてJAに出荷をしていましたが、法人になってからも同様にJAに出荷するとのこと。加工販売については、あくまでも将来計画です。

○藤崎委員 個人的にもよく知っている方なのですが、法人になる基準というものはあるのでしょうか。

○高木主査 大きく分けて3つあります。1つ目は法人の形態要件、2つ目が事業要件、3つ目が構成員要件に分かれます。

法人の形態要件ですが、株式会社や合同会社、有限会社など会社の種別がありますが、詳しくは千葉県農業会議の指導を受けて、法務局へ届け出が必要になります。

事業要件ですが、農業のみをやるのか、農業を中心に加工や販売を行うのか、又は、農業と自動車販売など他業種を入れるのかなど定款に書き入れる必要があります。

構成員要件ですが、役員が株をどのくらい持っているのかとか、農業を主としている人の株が過半数を超えているのかなどを決める必要があります。後で詳細な資料を配りたいと思います。

○木村委員 賃貸人の事由ですが、「農業の廃止」となっていますが、この方は相続で農地を手に入れただけで元々農業経営はしていなかったのですが、それでもこの事由になるのでしょうか。

○高木主査 賃貸人はこの筆以外にもたくさんの土地を持っていますので、農業経営をしているとみなされます。ただし、将来的に廃止していきたいとのことからこの事由にしました。

○秋山委員 法人にはいろいろあるとのことですが、それぞれのメリット、デメリットを教えてください。

○高木主査 お手元にお配りいたしました資料を持って、ご質問の回答とさせていただきます。なお、詳細につきましては、個別に対応させていただきますので、申し訳ありませんが、よろしくお願いいたします。

○議長 ほかにありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、②賃借権の設定の1番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条②賃借権の設定の1番は可決されました。

以上で、議案第1号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集5ページをお開き願います。

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、でございます。

2件の申請がございました。

1番、前林にお住まいの申請人が、前林の田1筆、1,119㎡の内、997㎡を、貸駐車場用地として、転用したいという申請でございます。

総会資料4ページに案内図、5ページに公図の写しがございます。

続きまして2番、吉岡にお住まいの申請人が、吉岡の畑4筆、合計151㎡を、農家住宅拡張用地として、転用したいという申請でございます。

総会資料6ページに案内図、7ページに公図の写しがございます。

以上で議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 それでは、農地法第4条の1番について審議いたします。

法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(宮内主査の挙手あり)

○議長 宮内主査

○宮内主査 4条の1番です。

農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。

転用目的は、申請に係る農地の周辺の法人への貸駐車場用地です。

資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性については、令和4年6月15日着手、令和4年7月31日完了の予定です。

計画面積の妥当性については、申請に係る農地の周辺の法人からの要望書及び土地

利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると判断しました。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、申請に係る農地はほぼ平坦な土地なので、整地、転圧及び碎石敷きを施し、事業区域内の自然浸透とする計画です。

また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、農地法第4条の1番につきまして、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(小川 小委員長の挙手あり)

○議長 小川 小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第4条の1番につきましては、申請地は、前林運動施設の西、市道旧県道前林線の南側に隣接する農地で、現況は草刈管理がされ、更地のような状態でした。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、農地法第4条の1番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、農地法第4条の1番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第4条の1番は可決されました。

続きまして、農地法第4条の2番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(宮内主査の挙手あり)

○議長 宮内主査

○宮内主査 4条の2番です。

農地の区分は、農用地区域内にある農地のため、令和4年3月22日公告により除外済みです。除外後は、第1種農地です。第1種農地は、原則として許可をすることができないとされていますが、周辺地域居住者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため、許可できる例外規定に該当します。

転用目的は、農家住宅拡張用地です。

資力及び信用については、従前の住居敷地が、道路の用地買収の対象となり移転し

た平成20年頃に越境してしまったもので、境界についての注意が足らなかった点を深く反省し、今後は農地法を遵守する旨の始末書が添付されています。

計画面積の妥当性について、農家住宅の上限である、おおむね1,000平方メートルは上回っていますが、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると判断しました。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、申請に係る農地はほぼ平坦な土地なので、調整池を設置し、敷地内の浸透処理がされています。

また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、農地法第4条の2番につきまして小委員長より小委員会報告をお願いします。

(小川 小委員長の挙手あり)

○議長 小川 小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第4条の2番につきましては、申請地は、竜面集会所の東、市道吉岡1号線の東側に隣接する農地で、現況は宅地として使用されていました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、農地法第4条の2番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、農地法第4条の2番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第4条の2番は可決されました。

以上で、議案第2号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請については、報告第2号と関連がございますので、順序を変更し、報告第2号、農地法第5条の規定による許可処分の取消願について、を議題とします。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、報告第2号、農地法第5条の規定による許

可処分取消願について、を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集29ページをお開きください。

報告第2号、農地法第5条の規定による許可処分の取消願について、でございます。

本件につきましては、使用貸借権の設定として、令和3年10月8日開催の第16回総会で許可相当として決定され、令和3年10月27日付けで千葉県より許可されたものでございますが、借受人が賃借権の設定により、再度許可申請をすることとなったため、許可処分の取消願が提出されたものでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

以上で報告第2号、農地法第5条の規定による許可処分の取消願について、を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長 次に、報告第2号につきまして、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(小川 小委員長の挙手あり)

○議長 小川 小委員長

○小委員長 報告第2号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願につきましては、質問等は、ございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、報告第2号に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第2号を終了させていただきます。

続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 それでは、議案集6ページをお開き願ひます。

議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、でございます。全体で8件の申請がございました。

①売買でございます。1件の申請がございました。

1番、四街道市にお住まいの譲受人が、猿山にお住まいの譲渡人が所有する名古屋の畑1筆、1,547㎡を売買により取得し、太陽光発電施設用地として転用したいという申請でございます。資料につきましては、総会資料8ページに案内図、9ペー

ジに公図の写しがございます。

続きまして、②贈与でございます。1件の申請がございました。

1番、受贈者である台方の法人が、公津の杜二丁目にお住まいの贈与者が所有する台方の畑1筆、380㎡を受贈により、「駐車場用地」として、転用したいという申請でございます。資料につきましては、総会資料10ページに案内図、11ページに公図の写しがございます。

続きまして、③使用貸借権の設定でございます。5件の申請がございました。

1番から5番まで同一の借受人による同一事業でありますので、一括してご説明いたします。

借受人である東京都港区の法人が、1番は猿山にお住まいの貸付人が所有する、猿山の田1筆、1,969㎡に、2番は名古屋にお住まいの貸付人が所有する、猿山の田1筆、668㎡に、3番は大菅にお住まいの貸付人が所有する、猿山の田1筆、2,232㎡に、4番は猿山にお住まいの貸付人が所有する、猿山の田1筆、1,945㎡に、5番は猿山にお住まいの貸付人が所有する、猿山の田2筆、合計3,494㎡を借り受け、土砂等の利用による農地造成用地として令和7年3月31日まで一時転用したいという申請でございます。

総会資料12ページに案内図、13ページに公図の写しがございます。

続きまして、④賃借権の設定でございますが、先ほど報告第2号として、農地法第5条の規定による許可処分の取消願についての報告と関連する案件でございます。

1番、東和田にお住まいの賃借人が、吉倉にお住まいの賃貸人が所有する、吉倉の畑1筆、1,897㎡を借り受け、太陽光発電施設用地として、転用したいという申請でございます。資料につきましては、総会資料14ページに案内図、15ページに公図の写しがございます。

以上で議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 それでは、農地法第5条①売買の1番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(宮内主査の挙手あり)

○議長 宮内主査

○宮内主査 5条①売買の1番です。

農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。

転用目的は、太陽光発電施設用地です。

資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性については、令和4年6月15日着手、令和4年8月31日完了の予定です。

行政庁の許認可等の見込みについて、電気事業者による再生可能エネルギー電気の特別措置法については、令和元年11月6日に事業計画が認定されています。

計画面積の妥当性については、1,547平方メートルの敷地に、太陽光パネル224枚を設置する計画で、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると判断しました。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、申請に係る農地はほぼ平坦な土地なので、整地工事を行い、敷地内の浸透処理とする計画です。

また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。それでは、議案集の7ページ、総会資料の10ページをご覧ください。

○議長 次に、①売買の1番につきまして、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(小川 小委員長の挙手あり)

○議長 小川 小委員長

○小委員長 議案第3号、農地法第5条 ①売買の1番につきましては、申請地は、下総みどり学園の西、市道名古屋小山台線の北側に隣接する農地で、現況は耕作されておらず、短い草が生えておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、農地法第5条 ①売買の1番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、農地法第5条①売買の1番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条①売買の1番は可決されました。

続きまして、農地法第5条 ②贈与の1番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(宮内主査の挙手あり)

○議長 宮内主査

○宮内主査 5条②贈与の1番です。

農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。

転用目的は、駐車場（普通13台）用地です。

資力及び信用については、残高証明書が添付されており、問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性については、令和4年6月1日着手、令和4年6月20日完了の予定です。

申請に係る農地以外の土地を利用できる見込みについては、賃借人と同一であり、問題となる点は認められません。

計画面積の妥当性については、駐車場への転用は、普通車1台当たり25から30平方メートルという面積基準があります。有効面積の内1台当たりの面積は約30平方メートルのため、面積基準に鑑みて妥当な計画です。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、敷地内浸透とする計画です。

また、農業用の用排水施設への支障、集团的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、②贈与の1番につきまして、小委員長より小委員会報告をお願いします。

（小川 小委員長の挙手あり）

○議長 小川 小委員長

○小委員長 議案第3号、農地法第5条 ②贈与の1番につきましては、申請地は、台方公民館の西、市道台方麻賀多神社手黒線を西側に入った農地で、現況は耕作されておらず、草が生い茂っておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、農地法第5条 ②贈与の1番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしの声がございましたので、農地法第5条 ②贈与の1番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条 ②贈与の1番は可決されまし

た。

続きまして、農地法第5条③使用貸借権の設定の1番から5番につきましては、同一の借受人による同一の事業であり関連がございますので、一括して審議いたします。

法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(宮内主査の挙手あり)

○議長 宮内主査

○宮内主査 5条③使用貸借権の設定の1番から5番です。

農地の区分は、農用地区域内の農地に該当します。農用地区域内の農地は原則として許可をすることができないとされていますが、今回の申請では、3年以内の一時的な利用でその必要性も認められ、現在、農振計画の達成に及ぼす影響について、農政課から農振計画にも支障がないという回答を得ているため、例外的に許可できる場合に該当します。

転用目的は、土砂等の利用による農地造成用地です。

資力及び信用については、残高証明書が添付されており、事業者の決算が遅れているため、施行者の財務諸表が提出されておりますが、問題となる点は認められません。

土地改良事業については、土地改良区として、差し支えない旨の意見書が添付されております。

申請の用途に供することの確実性について、令和4年許可日以降に着手、令和7年3月31日完了の予定です。

行政庁の許認可等の見込みについて、森林法につきましては、林地開発行為の事業承継を令和2年9月17日に受けております。

計画面積の妥当性については、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると判断しました。

周辺農地の営農への支障について、施工中は災害防止用の洪水調整池を設置し、施工後はそれを解消して農地へと復元する計画で、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

なお、本件は林地開発の事業を承継し、そのための是正工事等を行っており、今回の許可申請書受付の時点では支障となる点は見受けられませんでした。受付後に工事により隣接する市道等の損壊が生じたため、そのための復旧工事が必要となっている状態であり、営農耕作に支障が出るおそれがあると考えられます。

一時転用である場合の妥当性については、復元計画については、完了後、二条大麦を作付けする計画書、誓約書が添付されています。

なお、転用目的、期間については、特に問題は認められません。

その他の検討事項については、市道等の損壊が生じ、損壊箇所の復旧、諸手続きが必要となったため、現在関係部署との調整を行っております。条件を満たした段階で、許可申請事務を進めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長 次に、農地法第5条③使用貸借権の設定の1番から5番につきまして、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(小川 小委員長の挙手あり)

○議長 小川 小委員長

○小委員長 議案第3号、農地法第5条 ③使用貸借権の設定の1番から5番につきましては、申請地は、下総みどり学園の北西、県道横芝下総線を北に入った農地で、現況は耕作されておらず、埋め立てに伴う整地工事が行われておりました。

委員より、現地は残土処分場のようで、農地造成には見られない。また前例も含め事業主が倒産した場合も踏まえて、事業主のみならず地主にも責任があることを伝える必要があるのではという意見があり、事務局からは林地開発の事業を承継したため、是正工事中で不備な部分があること、地主に対しても指導等の必要性が生ずる場合も有り得るとのことでした。

審査の結果、是正工事中に発生した農道、排水路、土地改良の用水管の損壊により営農への支障が起こる可能性があること、また関連して復旧工事や手続きが必要となることを考慮し、今回は保留とし、継続審査とすることが妥当であるとの意見の一致を見ました。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、農地法第5条③使用貸借権の設定の1番から5番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

○山倉委員 保留ということは、以後、土砂の搬入はしない。現在ある土砂を整地し、農地に復元するということでしょうか。もしくは、書類がそろえば、また土砂の搬入が始まるのでしょうか。

○鎌形農地係長 現在、土砂の搬入は止まっています。また、高さが計画よりも高くなってしまっているので、是正し、計画内に収まるように指導中です。県の関連機関とも協議しまして、法令に準じた高さにするとか量にするとか話を進めていきます。

○山倉委員 初期の計画では盛土は何Mだったのでしょうか。

○鎌形農地係長 最大で4M、最小で1M。切土部分は7M25cmとなっています。

○山倉委員 現地を見るとかなりオーバーしているようです。説明では土地改良区や周辺農地への影響は無いとされていたようですが、実際は排水路も壊れ、今後大雨時には周辺農地への土砂の流出も考えられますがどのように考えていますか。

○鎌形農地係長 土地改良区の意見書といたしましては、当初は支障無いとしていまし

たが、現に排水管等が損壊しております。仮復旧は行いまして、本復旧に向けた計画書を含め、業者から提出を求め、かつ土地改良区や県、関係機関と協議して是正を行っていきたいと思います。

○山倉委員 工事が完了して、農地として農家に引き渡した後に、災害による土砂の流出による周辺農家への補償については地主の責任になりますか。

○宮内主査 法律的な説明になりますが、造成完了後、災害による補償は地権者が責任を負うのが基本となります。ただし、その費用をめぐって、造成がずさんなため起こった事故ということになれば、民民の話にはなってしまうのですが、地権者と施工者が裁判をするということになると思います。

○藤崎茂雄委員 良く土地改良区から許可が下りましたよね。

○鎌形農地係長 当初は、用水管等の損壊も無かった状態ですし、工事中に用水管の損壊が生じたので、その時点で、土地改良区をはじめ、関係機関と協議を始めました。

○藤崎茂雄委員 今回、一時転用ということで3年間。用水費（賦課金）は発生するのですか。

○宮内主査 土地改良区に確認したのですが、賦課金は発生するとのことでした。農振の除外が終わって恒久転用になれば、かからなくなりますとのことでした。

○矢崎委員 私も小委員長の報告のとおり保留し、継続審査に賛成です。土地改良区をはじめ、関係機関と協議するとのことですが、農地の埋め立て部分の高さの是正についても行うのでしょうか。

○鎌形農地係長 農地の高さについても協議をします。

○矢崎委員 農地部分の進行具合の結果等を踏まえまして、その間継続審査することによってよろしいと思います。

○山倉委員 農地造成とは、耕作するに適した客土を持ってくるというのが一般的だと思うのですが、現地の土では農地には適さないと思うのですが、今ある土の上に良い土を持ってくるのか。それとも現状をならして終わりですか。

○鎌形農地係長 現在、盛り過ぎてしまっているもので、計画通りの高さにし、その上に耕作に向いている土を盛ります。最終的な高さは計画通りとします。

○議長 ほかにありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、農地法第5条③使用貸借権の設定の1番から5番を採決いたします。小委員長報告では継続審査でありますので、継続審査についてお諮りいたします。なお、採決は案件ごとに行います。まず、③使用貸借権の設

定の1番について、継続審査とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条③使用貸借権の設定の1番は継続審査とすることとされました。

次に、③使用貸借権の設定の2番について小委員長報告のとおり、継続審査とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条③使用貸借権の設定の2番は継続審査とすることとされました。

次に、③使用貸借権の設定の3番について小委員長報告のとおり、継続審査とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条③使用貸借権の設定の3番は継続審査とすることとされました。

次に、③使用貸借権の設定の4番について小委員長報告のとおり、継続審査とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条③使用貸借権の設定の4番は継続審査とすることとされました。

次に、③使用貸借権の設定の5番について小委員長報告のとおり、継続審査とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条③使用貸借権の設定の5番は継続審査とすることとされました。

続きまして、農地法第5条④賃借権の設定の1番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(宮内主査の挙手あり)

○議長 宮内主査

○宮内主査 5条④賃借権の設定の1番です。

農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。

転用目的は、太陽光発電施設用地です。

資力及び信用については、融資見込証明書及び残高証明書が添付されており、信用

性について問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性については、令和3年10月27日に使用貸借権の設定の許可を得て以降着手しており、問題となる点は認められません。

行政庁の許認可等の見込みについて、電気事業者による再生可能エネルギー電気の特別措置法については、平成30年10月16日に事業計画認定されています。

計画面積の妥当性については、1,897平方メートルの敷地に、太陽光パネル266枚を設置する計画で、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると判断しました。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、申請に係る農地はほぼ平坦な土地なので、敷地内の自然浸透とする計画です。

また、農業用の用排水施設への支障、集团的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、農地法第5条④賃借権の設定の1番につきまして、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(小川 小委員長の挙手あり)

○議長 小川 小委員長

○小委員長 議案第3号、農地法第5条 ④賃借権の設定の1番につきましては、申請地は、法華塚共同利用施設の南西、市道東和田駒井野線の南側に隣接する農地で、現況は既に太陽光パネルが設置されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、農地法第5条④賃借権の設定の1番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、農地法第5条④賃借権の設定の1番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条④賃借権の設定の1番は可決されました。以上で、議案第3号の審議を終わらせていただきます。

○議長 それでは、議案第4号、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集 9 ページをお開き願います。

議案第 4 号、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について、でございます。3 件の申請がございました。

本来、農地の地目変更登記手続きに際しましては、農地法による許可書に基づいた転用事実確認証明書を添付しなければ地目変更をすることはできません。

今回の申請は農地法の所定の許可を得ないまま 20 年以上経過し、この間、農地法第 51 条の規定による違反転用の処分を受けていない土地について、農地法の規定に基づく許可を要しない旨の千葉県知事等の証明を受けようとするものでございます。

1 番、十余三にお住まいの申請人が、十余三の畑 1 筆、293 ㎡を「平成 5 年から農家住宅用地として使用しているため、地目変更をしたい」との事由により、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願が提出されたものでございます。証明願には、20 年以上前に撮影（平成 13 年 10 月 2 日撮影）された航空写真が添付されており、この間、農地法第 51 条の規定による違反転用の処分は受けておりません。資料につきましては、総会資料 16 ページに案内図、17 ページに公図の写しがございます。

2 番、小泉にお住まいの申請人が、小泉の畑 1 筆、916 ㎡を「昭和 40 年から農家住宅用地として使用しているため、地目変更をしたい」との事由により、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願が提出されたものでございます。証明願には、20 年以上前に撮影（平成 13 年 10 月 2 日撮影）された航空写真が添付されており、この間、農地法第 51 条の規定による違反転用の処分は受けておりません。資料につきましては、総会資料 18 ページに案内図、19 ページに公図の写しがございます。

3 番、山口にお住まいの申請人が、山口の畑 1 筆、204 ㎡を「昭和 20 年から住宅用地として使用しているため、地目変更をしたい」との事由により、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願が提出されたものでございます。証明願には、20 年以上前に撮影（平成 13 年 10 月 2 日撮影）された航空写真が添付されており、この間、農地法第 51 条の規定による違反転用の処分は受けておりません。資料につきましては、総会資料 20 ページに案内図、21 ページに公図の写しがございます。

なお、この証明は、千葉県農地転用関係事務指針に基づくものであり、証明の主な目的としましては、本来は、農地法に基づく農地転用許可が必要であるにもかかわらず、許可を受けずに不動産登記法の手続きのみで地目変更がなされることを抑制するため、法務局及び登記官の協力を得て、指導による農地法等の法令遵守の効果を期待

するものであって、不動産登記法による登記手続の運用を妨げるものではないとされております。

以上で議案第4号、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について、の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 次に、議案第4号の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(小川 小委員長の挙手あり)

○議長 小川 小委員長

○小委員長 議案第4号、農地法の規定に基づく、許可を要しない土地の証明願の1番につきましては、申請地は、遠山郵便局の北東、市道十余三瓜生地内線の東側に隣接する農地で、既に宅地として使用されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第4号の1番を採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、議案第4号の1番は可決されました。

次に、議案第4号の2番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(小川 小委員長の挙手あり)

○議長 小川 小委員長

○小委員長 議案第4号、農地法の規定に基づく、許可を要しない土地の証明願の2番につきましては、申請地は、中郷スポーツ広場の北東、市道小泉小野原線を東側に入った農地で、既に宅地として使用されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第4号の2番を採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、議案第4号の2番は可決されました。

次に、議案第4号の3番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(小川 小委員長の挙手あり)

○議長 小川 小委員長

○小委員長 議案第4号、農地法の規定に基づく、許可を要しない土地の証明願の3番につきましては、申請地は、美郷台地区会館の北東、市道山口宮田線の西側に隣接する農地で、既に宅地として使用されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第4号の3番を採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、議案第4号の3番は可決されました。

以上で、議案第4号の審議を終わらせていただきます。

○議長 議案第5号、令和4年度第3次農用地利用集積計画の決定について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集10ページをお開き願います。

議案第5号、令和4年度第3次農用地利用集積計画の決定について、でございます。

成田市長より農業経営基盤強化促進法第18条の規定により11ページ記載のとおり、令和4年度第3次農用地利用集積計画(案)の協議がありましたので、提出いたします。

計画の概略につきまして、12ページから14ページの総括表により、ご説明いたします。なお、詳細の農用地利用集積計画一覧表につきましては、15ページから19ページをご覧ください。

それでは、12ページでございます。

1. 利用権設定、すべて賃借権でございます。

契約期間3年のものが、8,000㎡、畑1筆1件で、詳細は15ページの1番でございます。

契約期間5年のものが、2,329㎡、田2筆1件で、詳細は15ページの2番でございます。

契約期間6年のものが、4,568㎡、畑1筆1件で、詳細は15ページの3番でございます。

契約期間10年のものが、19,339㎡、田7筆2件、8,308㎡、畑7筆1

件、11,031㎡で、詳細は15ページの4番から6番でございます。

合計の契約面積は、34,236㎡、田9筆3件、10,637㎡、畑は9筆3件、23,599㎡でございます。

内訳につきましては、すべて再設定でございます。

議案集13ページをお開き願います。

2-1. 集積計画一括方式による利用権設定、すべて賃借権でございます。

契約期間10年のものが、65,416㎡、田41筆9件で、詳細は16ページの1番から17ページの9番でございます。

内訳につきましては、新規設定が契約面積3,632㎡、田9筆3件で、再設定が契約面積61,784㎡、田32筆6件、でございます。

続きまして、議案集14ページでございます。

2-2. 集積計画一括方式による利用権設定の転貸でございます。詳細につきましては、議案集18ページから19ページの農用地利用集積計画一覧表のとおりでございますが、中間管理権に基づく転貸となるため、先ほどご説明いたしました、2-1. 集積計画一括方式による利用権設定と同じ数値となっておりますので、ご確認ください。

以上で議案第5号、令和4年度第3次農用地利用集積計画の決定について、の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 次に、議案第5号について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(小川 小委員長の挙手あり)

○議長 小川 小委員長

○小委員長 議案第5号、令和4年度第3次農用地利用集積計画の決定につきましては、特に質疑はなく、審査の結果、異議はございませんでした。

以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第5号、令和4年度第3次農用地利用集積計画の決定について、を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、本案は可決されました。以上で、議案第5号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第6号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集20ページをお開き願います。

議案第6号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、でございます。1件の証明願がございました。

本案につきましては、生産緑地に係る農業の主たる従事者が死亡や故障により農業を続けることが不可能になり、生産緑地法第10条第2項の規定による買取りの申出を行う場合に必要な証明願が提出されたものでございます。

また、この証明は「生産緑地法に係る買取り申出に伴う農業の主たる従事者の証明事務の処理に関する規程」により証明願の提出があった場合は、法第10条第2項の規定による「農業の主たる従事者」又は規則第3条の規定による「一定割合以上従事している者」に該当するか否かについて、現地調査を行い、農業従事の実事確認を行うこととなっており、5月6日に開催されました第1小委員会において、現地を確認していただいております。

1番、並木町にお住まいの申請者が、並木町の畑5筆、2,851.9㎡の内、1,650㎡の生産緑地について、耕作を継続できないことから、市に買取り申し出をするため、農業の主たる従事者であることの証明願が提出されたものでございます。申請の事由として「病氣療養の為、通院加療中であり、農業の継続は困難である」との医師の診断書が添付されております。

資料につきましては、総会資料22ページに案内図がございます。

以上で議案第6号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 次に、議案第5号について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(小川 小委員長の挙手あり)

○議長 小川 小委員長

○小委員長 議案第6号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願につきましては、申請地は、並木町公民館の南側、市道並木町大久保台線に隣接する農地で、畑として管理されておりました。

特に質疑はなく、審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第6号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、本案は可決されました。以上で、議案第6号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、報告第1号、専決処分について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集21ページをお開きください。

報告第1号、専決処分について、でございます。成田市農業委員会事務局処務規程第7条第1項の規定により専決処分をいたしましたので報告いたします。

議案集22ページでございます。

①農地法第3条の3第1項の規定による届出でございます。4件の届出がございました。この届出は、相続等により農地の権利を取得した場合の届出でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類を受理し、専決処分をいたしました。

続きまして、議案集24ページをお開きください。

②農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用の届出でございます。

4件の届出がございました。この届出は、市街化区域内の農地の所有者が、自ら農地を転用する場合の届出でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理し、専決処分をいたしました。

議案集25ページでございます。

③農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用の届出でございます。

4件の届出がございました。この届出は、市街化区域内の農地を、所有者以外の者が、権利の移転や設定を受けて、転用する場合の届出でございます。

内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理し、専決処分をいたしました。

議案集27ページでございます。

④転用事実確認証明でございます。4条で1件、5条で4件の証明願がございました。この証明は、転用の許可や届出後に申請内容どおり転用が完了しているかどうかを確認して、証明書を交付しているものであり、内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しており、事務局職員が転用事実について現地調査したところ、記載内容のとおりでありましたので、事務局長専決により証明書を交付いたしました。

以上で報告第1号、専決処分について、を終わらせていただきます。

よろしくお願いたします。

○議長 ただ今の説明に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(小川 小委員長の挙手あり)

○議長 小川 小委員長

○小委員長 報告第1号 専決処分につきましては、質問等は、ございませんでした。

以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第1号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第2号については、先ほど審議していただきましたので、先に進みます。報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集30ページをお開きください。

報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。11件の通知がございました。賃借人及び賃貸人双方の合意に基づく賃貸借契約の合意解約通知でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

以上で、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(小川 小委員長の挙手あり)

○議長 小川 小委員長

○小委員長 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知につきましては、質問等は、ございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。
(なしの声あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第3号を終了させていただきます。

○議長 それでは、報告第4号、農地法の許可を要しない農地転用について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集34ページをお開きください。

報告第4号、農地法の許可を要しない農地転用について、でございます。

1件の届出がございました。

①千葉県農地転用関係事務指針の規定による、軽微な農地改良の届出が1件ございました。この届出は、従前と同等以上の土砂を用いて農地に盛土を行う場合の届出であり、高さは1mを超えない、面積は500㎡未満、事業期間が3か月を超えないなどの要件がございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

以上で報告第4号、農地法の許可を要しない農地転用について、を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(小川 小委員長の挙手あり)

○議長 小川 小委員長

○小委員長 報告第4号、農地法の許可を要しない農地転用につきましては、質問等は、ございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。
(なしの声あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第4号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第5号、農地等の現況に関する照会について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集35ページをお開きください。

報告第5号、農地等の現況に関する照会について、でございます。

①法務局の照会分として、千葉地方法務局成田出張所より8件の農地等の現況に関する照会がございました。

運営委員会などの際に現地調査を行っていただいた結果、記載内容のとおり回答しましたので、ご報告いたします。

以上で報告第5号、農地等の現況に関する照会について、を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(小川 小委員長の挙手あり)

○議長 小川 小委員長

○小委員長 報告第5号 農地等の現況に関する照会につきましては、質問等は、ございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第5号を終了させていただきます。

以上で、本日の議案審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。

長時間にわたり慎重審議、誠にありがとうございました。

これを持ちまして、第23回成田市農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 午後3時 5分)

上記のとおり会議次第を記載し、相違ないことを証するため署名する。

令和4年5月10日

議事録署名人
